

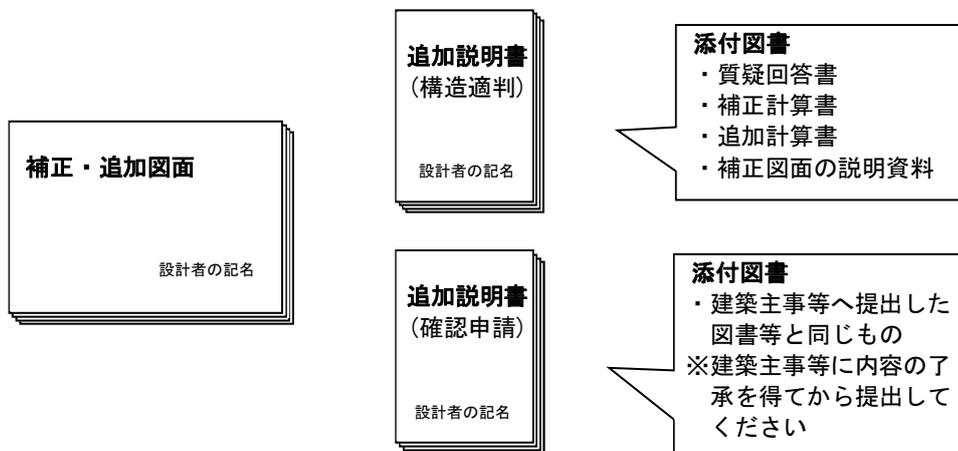
構造計算適合性判定における「申請図書の補正・追加」について

構造計算適合性判定において、当センター（構造適判）又は建築主事等から申請図書の補正・追加の求めがあった場合は、質疑事項に対する補正・追加図書の提出が必要になります。

「申請図書の補正・追加」にあたり、以下に留意してください。

1. 補正・追加図書の構成

例：「補正・追加図面」＋「追加説明書（構造計算適合性判定申請）」＋「追加説明書（確認申請）」



補正・追加図面	・ 設計者の記名が必要です
追加説明書 （構造計算適合性判定申請）	・ 表紙には、設計者の記名が必要です ・ 構成は、以下のとおりとしてください（推奨）
申請書等の補正又は追加説明書を求める事項（質疑回答書）	・ 当センター発行の「申請書等の補正又は追加説明書を求める事項」に回答を記入したもの ・ 「該当図書該当頁等」欄には、補正・追加した図書の「図面番号・ページ」を記載してください
補正計算書・追加計算書	・ 複数ある場合は、資料に番号を付し、回答との関係が分かるようにしてください
補正図面の説明資料 ※補正図面に補正箇所を明示した場合は、提出不要です	・ 構造図等に補正が生じた場合、補正箇所が分かるよう、補正後の図面に補正箇所を明示（雲マーク、赤枠等）した資料を提出してください
追加説明書 （確認申請）	・ 建築主事等に提出した補正・追加図書等と同じ図書等を提出してください ・ 双方の追加説明書を、1冊に取りまとめても支障ありません ・ 共通の指摘事項がある場合は、不整合・図書の重複が無いよう留意してください

2. 提出方法・部数

【 書面申請 】 の場合

- 正・副（各1部）、提出してください。書面は適宜、ホチキス留め・ファイリング等をお願いします。遠方の方で、郵送等による提出の場合は、提出図書の補正・追加の別が分かるようにして、図書を送付してください。
- 原則として、旧図書への旧版スタンプの押印や、図面の差し替え等の作業は、申請代理者（担当者）様が当センター窓口にて行っていただくようお願いします。

【 電子申請 】 の場合

- 補正・追加図書のデータ（PDF）を受付システムにアップロードしてください（電子申請は正・副の別はありません）。データは本申請時と同様に、「形式」「単位（図書の分割）」「名称（識別番号）」等にご留意ください。
- 受付システムへのアップロードの手順や、データ形式等の詳細については「電子申請の手引き」をご参照ください。

<https://www.bcj.or.jp/judgment/judgementdenshi/#003>



3. 提出にあたっての留意点

1) 確認申請図書との整合確認

構造計算適合性判定申請の図書等と建築確認申請の図書等との記載内容が整合していない場合、確認済証が交付されないことがあります。補正・追加図書の提出時には、双方の内容が整合していることを、十分に確認してください。

2) 自主変更の禁止

平成19年国交告第835号第2第4項第六号の規定により、計画の変更に係る内容（自主変更）を補正・追加図書に含めることはできません。

3) 事前確認の実施

書面提出後に手戻りが無いよう、質疑回答書及び補正・追加図書はデータにて事前確認を行います。確認申請での追加・補正も、回答について建築主事等の了承を得られましたら、提出前にメール等でデータにて補正内容をお知らせください。